

PARKERS TOKYO 会員規約

「第1章 総則」

第1条（総則）

- 1 この会員規約（以下「本規約」といいます）は、スポーツクラブ NAS 株式会社（以下「会社」といいます）が運営する「PARKERS TOKYO」（以下「本クラブ」といいます）を、第3条に定める会員（以下「会員」といいます）が利用する場合に適用するものとします。
- 2 本規約は、本クラブおよび本クラブが提供するサービスを利用する者（以下「施設利用者」といいます）が、本クラブへの入会または本クラブを利用する上で守るべき定めであり、その効力は全ての施設利用者に及ぶものとします。

第2条（目的）

本クラブの目的は、地域の公園を活用したアウトドアフィットネス、およびヨガ・ボルダリング・その他を通じ、健康的なライフスタイルを提案し、会員の健康を増進、体力強化ならびに会員相互の親睦を図るとともに地域社会に於ける明るいコミュニティー作りに寄与することとします。

「第2章 会員」

第3条（会員）

- 1 本クラブは、自己管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本クラブ、本クラブのスタッフおよび他の施設利用者に対し信義に従い誠実に行動することを入会条件とします。
- 2 会員とは、本規約を承認し、第8条に定める所定の手続きを経て本クラブが入会を承認することで、本クラブの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）を締結した個人または法人をいいます。ただし、次の各号にいずれかに該当する方は入会できません。
 - (1) 社会的信用のある書面等により本人である事の確認ができない方
 - (2) 暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）、または反社会的勢力に関係があると会社が判断した方
 - (3) 本クラブの各施設（以下「本施設」といいます）において刺青、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティングなどを含む）を露出させる恐れのある方
 - (4) 健康状態に異常があり、医師等により運動を禁じられている方
 - (5) 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方
 - (6) 未成年の方（ただし、第4条の場合を除きます）
 - (7) 本クラブにおいて過去に第14条各号に定める理由等により会員資格を抹消された方
 - (8) 公序良俗に反する行為等により、公的、私的を問わずスポーツクラブ等の会員制の団体より会員資格の停止または抹消の処分を受けたことのある方
 - (9) 会社が発行する施設利用券による利用者等、会員とならずに本クラブを利用した方で、公序良俗に反する行為等により、過去に会社より利用禁止を宣告された方または会社が利用禁止の判断をした方
 - (10) 本クラブの秩序を乱し、他の会員に迷惑をかける

恐れがあると本クラブが判断をした方

(11) その他、本クラブが会員として不適当と認める方
第4条（未成年者の取扱い）

未成年者が会員となるときは、所定の書類（電磁的方法によるものを含む）に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、この場合、当該親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第5条（規約等の遵守）

会員は、本規約、本クラブの諸規則および注意事項（以下総称して「本規約等」といいます）、本クラブが定める料金表（以下「料金表」といいます）、本クラブ入会手続き表（以下「手続き表」といいます）、の各種事項を遵守するものとします。なお、会員は、本規約等を遵守し、これらに定める義務を履行することによって会員の資格を維持できるものとします。

第6条（会員種別）

本クラブの会員の種類（利用条件および特典等を含み、以下「会員種別」といいます）および各要件は料金表に記載する通りです。なお、本クラブは、必要に応じて会員種別を新規に設定、変更または廃止することができます。

第7条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他包括承継はできないものとします。

第8条（入会手続き）

本クラブへ入会する方は手続き表に定める所定の入会申込み手続きを行い、本クラブの承認を得たうえ、手続き表に定める入会時に一括して支払う諸費用（以下「入会諸費用」といいます）をお支払いいただきます。

第9条（会費等の支払い）

- 1 会員は入会諸費用を含む料金表に記載する会費等（以下「会費等」といいます）を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限および支払方法等は本クラブが定めるものとします。なお、会員は、会員資格を有する限り、現に本クラブを利用しない場合も会費等の支払義務を負うものとします。
- 2 本クラブが別で定める契約ロッカー等の月額利用料金（以下「各種利用料」といいます）は会費等に含まれず、別途支払うものとし、会費等と同様、契約ロッカー等の利用契約を会社と交わした会員は、利用資格を有する限り、現に本クラブを利用しない場合も各種利用料の支払義務を負うものとします。
- 3 会員は会費等および各種利用料を手続き表に定める納入期日までに、所定の方法で支払うものとします。
- 4 本クラブが別で定める有料レッスン、イベント等の参加費、レンタル品の利用料等（以下「参加費等」といいます）は会費等に含まれないものとし、参加または利用を希望する会員はその都度、参加費等を支払うものとします。

第10条（会費等の滞納）

本クラブは、会員が滞納した会費等および各種利用料については、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される延滞利息を付することができるものとし、会費等および各種利用料と一括して本クラブが指定する方法で支払いを求めることがあります。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第11条（会費等の返還）

既収の会費等、各種利用料または入会諸費用については、法令の定め、または本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第12条（会員証）

- 1 本クラブは、会員に対して本クラブの会員証（電磁的方法によるものを含み、以下「会員証」といいます）を発行するものとします。
- 2 会員証は会員本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡はできないものとします。
- 3 会員は、本クラブ利用時には、その都度会員証を提示するものとします。
- 4 会員は、会員証を紛失した場合、直ちに本クラブに届出て、再発行を受けるものとし、本クラブが別途定める手数料を支払うものとします。

第13条（各種届出）

- 1 会員は、会員種別変更、休会、退会、会費等、各種利用料の支払い方法の変更、会員情報の変更（e-mailアドレス、住所、氏名、電話番号等）等の各種手続きを行う場合、手続き表に定める所定の手続き（電磁的方法によるものを含む）を行うものとします。なお、一部引き落とし等が必要な会員種別への変更には事務手数料が発生する場合がございます。
- 2 本クラブが会員に対し、本契約等に関する通知をする場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、発信された時点において会員情報が最新のものでなかったことで生ずる会員または第三者の損害について、会社および本クラブはその責を負わないものとします。

第14条（会員資格の一時停止・抹消）

本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要することなく会員資格の一時停止または抹消を行うことができるものとし、本クラブの施設の利用を一切認めないものとします。会員はこれに対し何ら異議を申し述べないものとします。

- (1) 第9条に定める会費等、その他の費用の支払を怠った場合
- (2) 本クラブの名誉、信用を損なった場合
- (3) 他の会員等の第三者との喧嘩、口論等のトラブルにより、他の会員等の施設利用または本クラブの円滑な施設運営を妨げた場合、または本クラブの秩序を乱した場合
- (4) 他の会員等の第三者または本クラブのスタッフに対するストーキング行為、セクシュアルハラスメント等、公序良俗に反する行為があったとき
- (5) 第8条に定める入会申込み手続きにて虚偽の内容を届け出たことが発覚した場合
- (6) 本規約等その他本クラブが別途定めた事項に違反した場合
- (7) 本施設および付帯設備等を故意に損壊した場合
- (8) 第16条に定める遵守事項に違反した場合
- (9) 第17条に定める禁止行為があった場合
- (10) 本クラブを利用中に意識喪失等を発症する等、運動および正常な施設利用が困難と本クラブが判断した場合
- (11) その他、前第一号から第十号に類似し、第2条に照らし、本クラブが会員として著しく不適当であると認めた場合

第15条（会員資格の喪失）

- 1 会員は次の場合にその資格を喪失します。
 - (1) 退会
 - (2) 死亡または法人会員における法人の解散

(3) 会員資格の抹消

(4) 運営上重大な理由による本クラブの閉鎖または解散

- 2 前項各号の事由により会員がその資格を喪失したときには、当該会員は直ちに会員証を本クラブに返却しなければなりません。

第16条（遵守事項）

会員は、本クラブの利用にあたり、次の各号の事項を予め承諾し、遵守するものとします。

- (1) 他の会員と協調性をもって行動すること
- (2) 本クラブの許可なく本施設内または本クラブが提供するすべてのプログラム（以下「プログラム」といいます）参加中での商業行為、政治・宗教活動、またはこれに類する行為を行わないこと
- (3) 本クラブの許可なく本施設内またはプログラム参加中での営業目的での写真撮影ならびにソーシャル・ネットワーキング・サービスへの掲載を行わないこと
- (4) 他の会員の迷惑となる行為を行わないこと

第17条（禁止事項）

会員は、次の各号に定める行為をしてはいけません。

- (1) 本クラブの施設利用者、本クラブのスタッフ、本クラブまたは会社を誹謗・中傷する行為
- (2) 施設利用者または本クラブのスタッフに対する以下の迷惑行為
 - (ア) 殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為
 - (イ) 物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
 - (ウ) 奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為
 - (エ) 待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為
 - (オ) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為
- (3) 本クラブの施設内または本クラブの施設周辺において、盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
- (4) 刃物等の危険物を館内に持ち込む行為
- (5) 飲酒をしてからの施設の利用
- (6) 本クラブの施設等を故意に長時間独占する行為
- (7) 本クラブの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為
- (8) 本クラブの器具、その他の備品の持ち出し行為
- (9) 本クラブの許可なく、施設内において撮影をする行為
- (10) 本クラブの許可なく、インターネット上で本クラブにおける情報を公開する行為
- (11) 本クラブの施設内または本クラブの施設周辺における物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
- (12) 本クラブの施設内または本クラブの施設周辺におけるビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
- (13) 社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為
- (14) その他本クラブの秩序を乱す行為

「第3章 本クラブの利用」

第18条（サービスの内容）

- 1 本クラブにおいて会員が利用できるサービスは、本施設の利用およびプログラムへの参加とします。
- 2 本クラブは、必要に応じて、本施設およびプログラムの内容、施設の利用範囲等を変更することができるものとします。

第19条（利用時間・休館日）

1 本クラブの利用時間および休館日は原則として次のとおりとします。

【本クラブ利用時間】

平日：7:00～22:00

土日祝：8:00～18:00

※ランニングステーション最終受付は閉館の1時間前とします

【休館日】

2月第3火曜日、本クラブが別途定める夏季休館日および年末年始休館日

※夏季休館日および年末年始休館日を設定する場合は、1ヵ月前までに通知（電磁的方法によるものを含む）するものとします。

2 前項の定めに関わらず、本クラブは、社会情勢や季節等による利用時間の変更、施設の点検、修理、改修、メンテナンス等のために必要な利用時間の変更、休館日の変更を行うことができます。この場合、本クラブは、会員に対し、原則として事前に通知（電磁的方法によるものを含む）するものとします。ただし、緊急の事態が発生した場合は事前の通知を省略することができるものとします。

第20条（施設の変更）

1 会社は、本クラブの運営または管理に必要と認められた場合、本クラブの施設の全部または一部を変更すること（以下「施設変更」といいます）ができるものとします。この場合、会社は、会員に対し、当該施設変更の1ヶ月前までに通知（電磁的方法によるものを含む）するものとします。

2 前項の施設変更後について、会員の会費等および各種利用料の支払義務が縮減されることはないものとします。

第21条（同伴について）

会員は、本クラブが事前に承諾した場合を除き、会員以外の第三者および盲導犬・聴導犬・介助犬等の特例を除くペット等（以下「同伴者等」といいます）を本施設内に同伴させることができないものとします。なお、本クラブから同伴者等に関し事前に承諾を得た場合、会員は、当該同伴者等に対し会員と同様に本規約等を遵守させる責を負うものとし、当該同伴者等の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、連帯してその損害の一切を賠償する責を負うものとします。

第22条（損傷）

会員は、自らの責に帰すべき事由により本施設、付帯設備、什器、備品等を破損・紛失した場合、直ちに本クラブに連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用を全額負担するものとします。

「第4章 その他」

第23条（本クラブの閉鎖・変更）

1 天災地変（火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱を含むがこの限りではない）、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、疫病・感染症等の拡大蔓延防止、その他本クラブおよび会員の責に帰さない事由により本クラブの運営継続が困難となる事情が生じた場合、本クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、またはその利用を制限することがあります。

2 前項により本クラブを閉鎖した場合、本クラブは全ての会員を退会させることができるものとし、これに対する特別の補償を行わないものとします。

3 会員は、前2項の場合においても、本クラブに対し何らの異議を申し立てないものとします。

第24条（免責事項）

1 本クラブは、本施設内またはプログラム参加中の怪我や事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失、その他本クラブの利用により発生した会員の損害に関し、本クラブの責に帰すべき事由によるものを除き一切の責任を負わないものとします。

2 会員は、他の会員または第三者との間において紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担をもって処理解決するものとし、本クラブに何らの迷惑、損害もかけないものとします。

第25条（休会）

1 会員は、怪我、疾病等のやむを得ない事由により本クラブを1ヶ月以上利用できない場合、休会の手続き（以下「休会」といいます）を行うことができるものとします。

2 会員は、翌月から休会の制度を適用する場合は、手続き表に定める期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、所定の手続きを行わなければなりません。なお、手続き表に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。

3 休会の制度は1ヶ月単位、最大3ヶ月の期間内で適用するものとします。

4 休会の制度を適用した会員が、第27条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、同条第2項および第3項に定める制限を受けるものとします。また、本クラブが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。

5 休会の制度を適用した会員は、申請時に指定した期間の満了後、休会の制度適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとし、その場合、復帰した月から会費等および各種利用料を支払うものとします。

6 会員は、当初申請した休会の期間満了の翌月以降も休会を延長する場合は、手続き表に定めた期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、所定の手続きを行わなければなりません。なお、本クラブが手続き表に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

第26条（退会）

1 会員が本クラブの退会を希望する場合は、手続き表に定めた退会の届出期日（以下「退会届出期日」といいます）までにその旨を本クラブに申し出るとともに、所定の退会届（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）を提出しなければなりません。

2 前項の退会届は、本クラブにおいて、会員本人または本人からの正式な委任状を持参した第三者によって直接届け出なければならないものとし、本クラブはいかなる場合も、本人からの正式な委任状を持たない第三者による届出または電話、メール等による届出を受け付けません。

3 退会は月の途中で行うことができず、退会届出期日までに退会を届け出た場合は、最短で翌月1日からの退会となるものとします。

4 前項の場合、会員は、退会届を提出した当月までの会費等および各種利用料を支払うものとし、翌月以降の会費等および各種利用料は免除されるものとします。なお、会費等および各種利用料の未納がある場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。

- 5 会員は、退会届出期日を厳守しなければならないものとし、当該期日を過ぎてから退会を申し出た場合は、翌々月の1日からの退会となるものとします。その場合、会員は翌月分の会費等を全額支払わなければならない、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。
- 6 退会を希望する会員が、次条に規定するキャンペーン等において入会した会員である場合は、同条第2項および第3項に定める制限を受けるものとします。また、本クラブが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。

第27条（キャンペーン特典での入会の注意）

- 1 キャンペーン特典とは、入会時における、会費等の値引き、その他商品の供与等の特典を指します。
- 2 入会時のキャンペーン特典は、本クラブが当該キャンペーン特典において指定した月数以上継続して会員利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、本クラブがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。
- 3 キャンペーン特典を適用して入会した会員が、本クラブが当該キャンペーン特典において指定した月数以上の継続利用を満たさずに会員種別の変更、休会等、退会をする場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければならないものとします。

第28条（賠償責任）

- 1 会員は、自己の責任において本クラブの施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により会員が受けた損害に対して、会社および本クラブはその損害賠償の責を一切負わないものとします。
 - (1) 第17条に規定する禁止行為をした場合
 - (2) 本クラブの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合
 - (3) 施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブル
 - (4) その他本クラブの責めに帰さない事由
- 2 会員は、本クラブの施設等を利用中に自己の責めに帰すべき事由により、本クラブ、本クラブのスタッフ、本クラブの施設等、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責を負うものとします。
- 3 本クラブは、会員が施設等の利用に際して生じた負傷、発病、盗難、紛失については、本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切その損害賠償の責を負わないものとします。
- 4 第1項第3号のトラブルが発生した場合、その損害の有無にかかわらず、本クラブは一切関与しないものとし、当該会員は本クラブに対し相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。

第29条（遺失物の取り扱い）

- 1 本クラブは、本クラブの施設内において、忘れ物、落し物等（以下「遺失物」といいます）を拾得した場合は、会社の定める諸規程に基づき適切に取り扱うものとします。
- 2 会員は、本クラブの施設内において、遺失物を拾得した場合は、本クラブに届け出る義務を負うものとします。

第30条（個人情報の取扱い）

- 1 本クラブは、会員から取得した個人情報を適切に取り扱うものとします。
- 2 本クラブは、会員の個人情報を次の各号の目的のた

めに利用するものとします。

- (1) 本クラブのサービスの提供およびこれに関する申込受付等の事務手続き
 - (2) 本クラブからのサービス、イベント、新製品等に関する営業案内
 - (3) マーケティング調査、商品開発およびこれを目的とするアンケート依頼
 - (4) イベント等の企画、運営、管理、その他の諸対応
 - (5) 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応
 - (6) その他、別途会員から得た同意の範囲内での利用
- 3 本クラブは、会員の個人情報について、前項の利用目的の実施に必要な範囲内において、第三者に個人情報を開示するものとします。
 - 4 本クラブは、前項に定めるもののほかは、会員の個人情報について、会員の同意なく第三者に提供または開示しないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合は、この限りではありません。
 - 5 本クラブは、個人情報の漏えいや不正アクセスを予防するために、従業員の教育を徹底し、安全対策を講じるとともに、個人情報が含まれる紙媒体や電子媒体を厳正に管理するものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

- 1 本クラブは、現在および将来において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。
- 2 本クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合には、何らの通知、催告を要することなく会員資格を抹消することができるものとします。
 - (1) 会員が、反社会的勢力であることが判明したとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、本クラブに対し、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、または威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本クラブへの入会および利用をしたとき
- 3 会員は、前項により会員資格が抹消された場合、本クラブが被った損害を賠償する責を負うものとします。

第32条（規約の改正）

- 1 本クラブは、本規約等、料金表、手続き表の変更をする場合、適切な周知期間を別途定め、会員に通知または会員が容易に知りうる方法（電磁的方法によるものを含む）で通知することにより、会員の承諾を得ることなく、本規約等、料金表、手続き表を変更することができるものとします。ただし、当該変更は本契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、相当性を有し、また合理的な変更であるものに限りします。
- 2 前項の周知期間において、会員は本規約等、料金表、手続き表の変更に異議があるときは、退会の申出をすることができます。
- 3 第1項の周知期間において会員が前項の退会の申出をしないときは、本規約等、料金表、手続き表の変更について同意したものとみなします。

第33条（通知の効力）

- 1 会社または本クラブは、会員宛てに書面等（電磁的方法によるものを含む）の通知を発信する場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、その効力は、当該会員情報に含まれる住所もしくはメールアドレスへの到達または会社がウェブサイト上で提供する会員専用マイページへの掲載をもって発生するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、最新の会員情報に含まれる住所もしくはメールアドレスに発信された時点において当該会員情報が最新のものでなかった場合に限

り、当該通知の発信をもってその効力が発生するもの
とします。

第34条（管轄裁判所）

会員と本クラブとの間において訴訟の必要が生じた場
合、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の
専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（準拠法）

本規約等に関する準拠法は、日本法とします。

2020年7月制定

2021年6月改定

2022年4月改定

2025年4月1日改定

<本クラブ入会手続き表>

入会方法	本クラブのオンライン入会ページからご入会 (ご自宅または本クラブの窓口など)	本クラブの窓口からご入会	
入会可能な会員種別 および会費等の 支払い方法	レギュラー会員 平日デイ会員 平日ナイト&休日会員	クレジットカード 決済	
		レギュラー会員 平日デイ会員 平日ナイト&休日会員	クレジットカード決済
		キッズ会員各種 法人会員契約に基づく 利用者会員 ※3	クレジットカード決済
		都度利用会員 法人都度利用会員	利用時支払い (現金不可) クレジットカード決済または 各種電子マネー等
入会時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> お客様の携帯電話(スマートフォン)またはインターネット接続が可能なタブレット、ノートパソコン クレジットカード※1、※5 	<ul style="list-style-type: none"> お客様の携帯電話(スマートフォン)またはインターネット接続が可能なタブレット、ノートパソコン クレジットカード※1、※5 身分証明書 	
入会諸費用	<事務手数料> ・無料 ※2 <会費> ・2ヶ月分の月会費	<事務手数料または年登録料> ・3,300円(消費税等相当額を含む)※4 <会費> ・2ヶ月分の月会費	
会費	別途料金表をご参照ください。		
会費の請求・引き落とし・支払い時期	月会費は、ご登録いただいたクレジットカード会社の支払日に引き落としいたします。カード明細には当月14日付でご請求分が記載されます。※5 ※ゆうちょ銀行・その他金融機関の場合は当月20日 ※振替日が休日の場合は翌営業日		
会員種別変更の届け出	会員種別を変更する場合は、変更を希望する月の前月の20日までに、会員マイページから手続きをしてください。20日を過ぎた場合は翌々月からの変更となります。※6		
休会の届け出	休会を希望する場合は、休会をしたい前月の20日までに、会員マイページから手続きをしてください。20日を過ぎた場合は翌々月からの休会となります。尚、休会は最大3カ月間とし、延長は休会が終了する月の20日までに再度手続きしてください。		
退会の届け出	退会を希望する場合は、退会をしたい前月の20日までに、会員マイページから手続きをしてください。20日を過ぎた場合は翌々月からの退会となります。		
会費の支払い方法の変更届け出	会費の支払い方法に変更がある場合は、お客様の支払い方法により手続きが変わる為、フロントまでお問い合わせください。		
会員情報の変更届け出	会員情報(e-mailアドレス、住所、氏名、電話番号等)に変更が生じた場合、速やかに会員マイページから変更をしてください。		

- ※1 クレジットカードでの登録ができない方は、フロントにご相談ください。ゆうちょ銀行、各金融機関からの口座引き落としも可能です。その場合は、窓口受付となり、事務手数料が発生いたします。また、口座引き落としの場合はキャッシュカードが必要となります。
- ※2 オンライン入会の場合は、事務手数料が無料となります。※一部会員は除く
- ※3 法人会員契約に基づく利用者会員は、本クラブと法人会員契約を締結している法人に所属している利用対象者向けに設けられている会員種別であり、一般の方は法人会員契約に基づく利用者会員へのご入会はいただけません。法人会員契約に基づく利用者会員の会費等は別途法人会員規約の提供条件にて定めます。
- ※4 キッズ会員各種ご入会をご希望の方は、入会諸費用として、年登録料および2ヶ月分の月会費をいただきます。その後の会費のお支払いは3ヶ月目の会費から、クレジットカード決済にてお支払いいただきます。なお、年登録料は毎年、入会された月に会費と共に請求、引き落としさせていただきます。
- ※5 VISA・MasterCard・JCB・AMEX・Diners・SAISONCARD・UCのいずれか一枚をご利用ください。
- ※6 一部会員への変更の際は、事務手数料3,300円(消費税等相当額を含む)がかかります。